



チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第14回 2018年6月

個人所得税法の修正案を全人代の審査に提出—税制改革草案

本アラートの分析対象法規：

- ・「中華人民共和国個人所得税法修正修正案（草案）」に関する説明（以下「草案」）

2018年6月19日、「中華人民共和国個人所得税法修正案（草案・審査提出用稿）」が第13回全人代・常務委員会第3次会議の審査に提出され、中国の個人所得税修正がようやく決定的な一歩を踏み出した。早くも財務大臣が国務院で承認された草案について、説明会上で発表した。

現時点の個人所得税法修正案の主な内容

- ・ **税務上の居住者身分の判定**：草案は国際的な慣行から個人に対する居住者及び非居住者の概念を導入している。また、居住者及び非居住者の判定基準について、現行の「中国国内に1年以上居住しているか否か」を、「中国国内に183日以上居住しているか否か」に改めている。
- ・ **同一の帰属利益を通算**：草案は賃金給与、役務報酬、原稿料、ロイヤリティ収入の4項目（以下「総合所得」）について包括的な税範囲に統合し、一律に超過累進税の税率を適用している。また、個人所得税は、個々の居住者の年間所得を通算して計算し、非居住者は月次又は4項目を基に所得を得た都度計算する。

また、「個人事業主の生産・経営所得」は「経営所得」に改められ、「企業・公的機関の請負経営、リース借受経営の事業収入」は実際状況に応じて個別に総合所得若しくは事業所得に算入する。

事業所得、利子・配当・割増配当、家賃収入、譲渡所得、一時所得とその他の所得は従来通り、類別課税を適用し、関連規定に従って個人所得税を計算する。

- **税率構造を最適化**：総合所得税率－現行の賃金・給与所得税率に基づいて、毎月の課税所得は年度計算として調整された。また、草案は一部の税率プロットを最適化し、3%、10%、20%の3段階の税率構造に改めている。同時に、税率3%のプロット幅が拡大した。現行税率の10%が適用されている一部の所得については、税率が3%に引き下げられ、10%の税率の範囲を広くしている。さらに、税率 20%が適用されている所得と同じく、税率25%が適用されている一部の所得は、ともに税率10%まで引き下げられている。現行税率の25%が適用されている一部の所得は、税率20%に引き下げられて、25%に適用する範囲を縮小している。なお、30%、35%、45%の3段階の比較的に税率が高い対象範囲は調整していない。

事業所得税率－現行の個人事業主の事業所得、企業・公的機関の請負経営・リース借受経営の事業収入の所得税率は5%～35% の5段階税率に据え置かれ、各段階の対象範囲が適切に調整された。なお、最上位の税率下限が10 万元から 50万元に引き上げられた。

- **総合所得の基礎控除額を引き上げ**：総合所得の基礎控除額を月額5,000元（6万元/年）に引き上げられた。中国に住所を有していなく、中国で賃金給与を取得する納税者、及び中国に住所を有しながら中国で賃金給与を取得する納税者の両方に適用する。現行の 1,300 元/月の付加控除額が廃止された。
- **特別控除項目を追加**：現行個人の基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅積立金の控除項目及びその他の控除法案の実施を継続し、子供教育費、継続教育費、重病治療費の支出、住宅ローン利息及び賃貸住宅など国民生活に密接に関係している生活特別控除項目を追加されている。
- **租税回避防止条項を追加**：企業所得税法に規定された租税回避防止の条項を参照し、下記の条項を追加した。個人が独立者間取引原則を遵守せずに財産を譲渡する、海外のタックスヘイブンで租税回避する、不当なビジネスアレンジメントを行って不正に税制上の利益を獲得する行為などに対して税務機関は合理的な方法で納税を調整する権限を有す。上述の行為に対しては、税務機関が納税調整を行い、税金の納付が必要な場合、税金を追徴かつ法に従い利息を徴収する。

KPMGの所見

草案について、財政部が注記で税制改革について2つの重要なメッセージを挙げた。

一、今回の税制改革の目的は、個人所得税の基礎控除額の引き上げ、同性質の所得を合算し、特別控除項目を追加するなどによって、所得分配制度の改善及び給与所得者の税負担を合理的に軽減することを図る。

二、同時に、現行の個人所得税法が税制改革に符合しない条項を改めた。国際的な慣行に従い、改革の実施に必要な内容を補足・完備し、税制度の欠陥を補い、国庫への税収権益を保護した。

合理的な税負担軽減

草案は、一部の所得に総合課税を適用し、税率の構造を最適化して総合所得の基礎控除額を引き上げ、特別控除項目を追加し、中・低所得層を中心に給与所得者の所得税負担を効果的に軽減させている。

しかし、財政部の説明からは、実施基準と特別追加控除の管理要求について詳しい言及はない。これは今後、個人所得税改革に国民の注目の焦点の1つになるだろう。

税制修正は、現行制度の下で外国人が同制度を享受できる特別控除項目を廃止し、子供教育費や賃貸住宅の特別控除項目を追加している。これは、新政策の公布に伴って外国人に対する現行の免税優遇政策が廃止され、課税の国民待遇の原則を徹底することを意味しているものなのか。

国民の税務上の権利と利益の保護

居住納税者の概念の導入

草案は、居住者と非居住者の概念を明確にした。中国居住の期間の判定基準について、現行の「1年以上居住しているか否か」を、「183日以上居住しているか否か」に改めている。今回の新政策は、下記に記した要因や修正を導入するのかが否かについて、直接、中国における外国人、駐在員と、香港、マカオ、台湾の居住者に対して中国における課税の範囲と仕事のアレンジメントに影響してくるだろう。

- 居住者身分の判定に際して、居住の期間のほかに個人の永住権、利害関係の中心地、常用の住居及び国籍のいずれも在留資格を判定する付加基準とするのか。
- 既存の規定では、中国国内に住居を有していないが5年以上居住する個人について、中国国内を源泉とする所得に関する現行の免税政策は取り消す若しくは変更するのか。
- 国税発[1994]第148号文によると、中国国内において、住所を有しない個人は中国国内・外で非常勤の勤務状況の場合、中国国内における実際の居住期間に基づいて課税範囲を確定する場合、草案の居住者身分の判定基準の変更と共に修正されるのか。

租税回避防止条項を追加

世界的に各国が租税回避防止に取り組んでいる環境下で、中国は103か国・地域で反租税回避協定をすでに締結している。同時に、中国は各国と、情報交換報告システム（CRS）を構築し、76 か国・地域と交換協定を締結して交流のメカニズムを確立した。草案は、中国が為替メカニズムの段階的な改善や特定の個人の租税回避策の導入を示す個々の租税回避規定を追加し、個人の租税回避防止に対し一層強化する姿勢を鮮明にしている。

総じて、草案の提出は、税制改革が決定的な一歩を踏み出したことは間違いない。ますます完備される管理システムは、直接個人所得税のコンプライアンスの重要性と組み合わされていくだろう。同時に、企業は税制改革の動向に細心の注意を払い、税制修正の内容や要件を十分に理解し、社内人事政策、給与体系、税務管理を標準化してタイムリーに調整を図り、税制修正のメリットを享受するために、不必要な税金コストの増加に起因する手続き上の不備を避けるべきである。また、個人は自身の業務、国内及び海外資産の手配に対しても税制改革の影響に細心の注意を払わなければならない。企業及び個人は、コンプライアンスを合理的に取り決めるため、速やかに専門家に助言と提案を求めるべきである。

イノベーションが新たなパワーを起こし、
租税の道が自ずと広がる。

お問合せ先

中国



盧奕(Lu, Lewis)
税務サービス
統括パートナー
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3421
E: Lewis.lu@kpmg.com



Murray Sarelius
グローバル・ヒューマンリソース・サービス
統括パートナー
KPMG中国
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com

華北地域



彭曉峰(Pang, Vincent)
華北地域税務サービス
統括パートナー
KPMG中国
T: +86 (532) 8907 1728
E: vincent.pang@kpmg.com



張曉(Zhang, Sheila)
税務ディレクター
KPMG中国
T: +86 (10) 8508 7507
E: sheila.zhang@kpmg.com



周博(Zhou, Vivian B)
税務ディレクター
KPMG中国
T: +86 (10) 8508 3360
E: v.zhou@kpmg.com

華中地域



周波(Zhou, Michelle B)
税務ディレクター
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3458
E: michelle.b.zhou@kpmg.com



蔣靖庭(Jiang, Jason J.T)
税務ディレクター
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3527
E: jason.jt.jiang@kpmg.com

華南地域



Murray Sarelius
グローバル・ヒューマンリソース・サービス
統括パートナー
KPMG中国
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com

